# **Ⅳ) デイサービス やまだいふれあいの家 事業報告** 老人ディサービスセンター (第2種社会福祉事業)

## A. 介護事業(通所型サービスA)

### 1. 事業の基本

#### (1) 事業目標

高齢者の方に長年住み慣れた地域で元気に末永く生活していただくことを目標に、本事業は次の諸事項を目指して行う。

- ・同世代や世代間交流を通して社会とのかかわりが涂絶えないようにする
- ・バイタルチェックや機能訓練などを通して健康を維持できるようにする
- ・個々の好きな活動を通してデイでの生活を楽しんでもらう

### (2) 事業の概要

- ・利用対象者は要支援1・2認定者・事業対象者認定者のみ。
- 基本利用料は介護保険適用。
- ・入浴は介護保険対象外であり、岸和田市入浴支援モデル事業を活用して実施。
- ・基本利用時間は9時45分~13時15分。
- ・本事業と並行して、ふれあい喫茶事業を展開している。

### (3) 定員数 <u>令和6年</u>3月31日現在

要介護度	要支援認定
定員数	6名

#### (4)利用者数

### 1) 延べ利用者数

・年次(平成24年~令和5年度)

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06
要介護	373	1535	1666	1594	1763	1472	1147	1190	965	530	0	0	0
要支援	279	620	447	438	265	344	666	492	380	406	333	232	151
合計	658	2155	2113	2032	2028	1816	1813	1682	1345	936	333	232	151

令和 4 年度からは事業縮小で要支援認定・事業対象者認定の方のみを利用対象者としたため、要介護認定者はいなくなり、利用者数は激減している。

## · 月次(<u>令和6年度</u>)

月	4 月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11月	12 月	1月	2月	3月	合計
要支援	14	19	12	9	13	12	14	13	12	12	10	11	151

### 2) 認定区分毎の利用登録者数内訳

※小数点については、月途中にて区分変更があった場合に、按分したものである。

### (令和6年度)

介護認定	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	割合
事業対象者	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	46.2%
支援 1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
支援 2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	14	53.8%
合計	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	26	100.0%

#### 3)入浴

- ・要支援認定・事業対象者認定者の入浴については介護保険対象外とされており、後述の岸和田 市入浴支援モデル事業を活用して入浴を実施している。
- ・できる限り利用者の方が希望する時間に入浴を行った。但し、個浴のため、一日の入浴者数が3 名を超えてくると、入浴スケジュールの組み立てが時間的にも人員的にも難しい状況である。

## - 入浴延べ利用数

## · 年次(平成24年~令和6年度)

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06
要介護	179	1055	985	957	853	838	766	954	755	326	0	0	0
要支援	データ無	348	125	210	121	209	552	342	199	187	196	189	146
合計	179	1403	1110	1167	974	1047	1318	1296	954	513	196	189	146

## · 月次(<u>令和6年度</u>)

算定区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月	合計
要支援	11	13	12	13	13	12	14	13	12	12	10	11	146

#### 4)サービス内容

### 1) 通所型サービス A 計画

ケアプランを基に、個々の利用者のニーズに合わせた日常生活を支援していくためのサービス内容を具体化した。また、そのサービスについては、適宜評価、見直しを行い、ケアマネジャーへのフィードバック、サービスの向上に役立てた。

#### 2) 送迎

・できる限り利用者の方が希望する時間に送迎行った(サービス時間中での送迎については、現場の人員配置が基準を下回らないよう配慮)。

#### 3) 基本プログラム

### a. 朝礼、体操(10時~11時)

昼食メニューの紹介や、その日のニュースなど利用者の興味を引くような話題を提供した。その後、DVD映像を用いたラジオ体操と数種類の体操を実施。映像による体操だけでなく、家で取り組んでもらえるような体操も提供した。

#### b. 全体レクリエーション(11 時~12 時)

グループ型・個人参加型のゲームや、カラオケ、テーマトーク、クイズ、製作など、その日の 利用者の得手不得手に配慮し、実施した。

### c. 口腔体操·昼食(12 時~13 時)

誤嚥予防等のため5分ほど食事前に口腔体操をしたあとに食事を提供。

利用者の咀嚼・嚥下能力には最大限の注意を払い、本園から搬入してきた具材をよく観察し、硬い食材は刻むなどの対応をしている。

食事は苦手なものがある場合などは代替食を提供している。

必要に応じて、果物・漬物等を付け足し、場合によっては別に一品を付け足す等の対応を行った。

#### d. 趣味·個別活動(食事後~13 時 15 分)

食後からは、塗り絵、書写、折り紙、パズル、知恵の輪、小規模レクリエーション、将棋など、 利用者本人が希望する活動を行ってもらった。随時新しい素材等を提供できるよう心がけた。

e. 子どもとの交流(可能な日に実施。9 時~10 時ほか)

適宜、小規模保育児、一時保育児、放課後保育児との交流を行っている。 小学生の休校日は、昼食を一緒に取るようにしている。

### **(5) 避難訓練** 年2回

地震火災の避難訓練を行った。<u>本年度、利用者を交えての訓練は 2 回開催した。</u> その他、適宜職員のみでの机上・館内放送訓練を行った。

(6) **安全管理** 職員から、ヒヤリハット等の安全管理上の報告をしてもらい、対策について随時検 討、実施をした。

### B. 職員体制および管理

### 1. 職員体制

- ・設立以来、人員確保に苦慮してきたが、4年度から事業縮小に伴い、基本サービス時間(9:15~13:15) において管理者1名、従事者1名のみで人員基準を満たすこととなったため、人員には困ることは無くなった。
- ・法令上、従事者については資格条件がない。

#### (令和6年4月1日時点の職員数)

- 管理者 1名 非常勤兼務1名(乳児室事務職を兼務)
- ・従事者 1名 非常勤兼務1名(一時保育室事務職を兼務)
- ・ 令和7年度も変更なし

### 2. 健康管理

- **健康診断** 年1回
- **検便の実施** 月1回
- ・職員の健康状況を常にチェックし、必要に応じて健康管理の助言をした。

#### 3. 労務管理

・職員の就労状況については常にチェックし、労務超過にならないように配慮した。

・記録等の事務処理効率を向上させるため、文書の電子化を進めた。

### 4. 福利厚生

- ・職員が加入する大阪民間社会福祉事業従事者共済会の掛金法人負担分を負担した。
- ・職員が加入する岸和田市勤労者互助会の会費法人負担分を負担した。

### 5. 職員の質の向上

・ヒヤリハット報告を中心に、随時リスクマネジメントについて話し合った。

#### D. 地域における公益的取組

#### 1. 地域における公益的取組

### (1) 生活なんでも相談

・相談援助職であるソーシャルワーカー(社会福祉士)が対応しており、利用者や地域住民等からの 生活に関する様々な相談を受け付けている。引き続き、広報していく。

### (2) 要支援等の方への入浴機会の提供(岸和田市入浴支援モデル事業)

- ・岸和田市のモデル事業で、平成28年6月から実施されている。要介護認定を受けておらず、自宅での入浴が困難な方等に対して、デイサービスでの入浴機会を提供する事業である。
- ・「通所型サービスA」については、入浴が介護保険対象外であるが、サービス利用中に当モデル事業を活用することは可能という市からの情報もあり、本事業を活用して入浴を実施している。
- ・令和2年度末にモデル事業としての効果検証が市により進められると聞いていたが、その後進捗に ついては正式な知らせが無く、しばらくは継続されると口頭でのみ伝えられている状況である。今 後事業の在り方について変更があるかもしれない。

#### (3) 社会福祉法人減免

・低所得で生計が困難な方について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人が、その社会的な 役割に鑑み、利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的と している。当法人では、小規模型のデイサービスしか運営していないこともあってか、これまでの ところ該当者がいない。

#### (4) ふれあい喫茶事業

- ・平成31年4月から開設。地域住民を対象にした自由な喫茶空間を提供し、地域の高齢者の居場所づくり、仲間づくりを支援する事業。
- ・社会福祉法人の地域公益事業に資するものだと法人監査でも評価がなされたので、引き続き継続していく。
- ・基本利用料は無料。(食事、お茶以外の飲料、送迎、入浴は別途費用がかかる)
- ・基本的には自分で歩いて来られる方を対象。
- ・諸々の介助は行われないことを前提に利用していただいている。
- ・喫茶事業延べ利用者数(令和7年3月31日現在)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
元年度	16	12	20	16	20	12	9	13	12	10	18	8	166
2年度	10	15	11	12	11	11	5	9	4	3	6	2	99
3年度	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
4年度	15	16	17	14	10	7	7	7	8	6	8	9	124
5年度	8	9	7	7	8	6	8	9	8	6	7	7	90
6年度	8	8	7	9	7	7	8	7	6	7	7	9	90

※要介護認定になってしまい、当施設の利用ができなくなったしまった方が、どうにか当施設の利用 を継続したいという意向で、喫茶事業として来所されるケースが多い。

### C. 利用者への対応

### 1. 利用料徵収業務

- ・毎月末締めで、利用者に請求し、翌月10日頃から利用者に請求し、徴収した。
- ・徴収方法は、利用料袋による現金徴収と、施設指定の口座への振込、利用者指定口座からの自動引 落の3通りである。

#### 2. 利用者への関わり

- ・認知症状のある利用者とそうでない利用者との関係維持が難しい。認知症状のない利用者への理解を求めると共に、精神的な負担にならないような働きかけをすることに適宜努めた。
- ・利用者や利用者家族との意思の疎通を大切にし、信頼関係を構築することに努めた。
- ・利用者等からの要望等については、職員間で話し合った上で解決策を検討し、実行した。
- ・ホームページや SNS などを活用し、施設での活動や施設内の様子、意見要望等への対応、空き情報など、利用者あるいはケアマネジャーのサービスの選択に資するような情報発信を行った。

#### 3. 感染予防

- ・例年、適宜利用者の手指の消毒の他、厨房、トイレ等清掃時の消毒等を行い感染予防に努めている。
- ・新型コロナウイルス感染症については、感染者が出なかったこともあり、対応に苦慮はしなかった。
- ・空気清浄機(パナソニック ジアイーノ)を設置し、利用時間中の除菌作業を行った。
- ・家庭でも感染予防対策を励行してもらうよう常に注意を喚起した。

#### D. 施設·設備安全管理

- ・掃除チェックシートに取り組み、施設・設備の衛生管理を行った。
- ・必要とした施設設備の修理を行った。緊急性の高い修繕等については早急に行った。
- ・築 10 年を超え施設設備や備品に破損や劣化が目立つようになってきていたため、令和 3 年度から 改修などを行っていたが、令和 5 年度中に完了している。

#### F. 財務

・開設以来、収入が支出を上回ったことがなく、毎年度、本部園からの資金援助を受けている。6年

度も本部園から 600 万円の援助を受けた。引き続き赤字経営となる見込みであるが、法人として、保育事業以外の事業を継続していくことは必要だと考えており、今後も法人全体で支えていきたい。